





制度と権限の一覧

制度名		法定後見制度			任意後見制度
		後見	保佐	補助	
対象者		重度 判断能力はほとんどない状態 (例) 日常的な買い物も自分ではできなく、常に援助が必要。 	中度 判断能力はかなり衰えている状態 (例) 日常的な買い物はできるが、重要な取引行為はできない。 	軽度 少し物忘れを自覚しており援助が必要な場合もある状態 (例) 日常的な買い物はできるが、重要な取引行為はひとりでは不安。 	元気で契約能力がある人が対象 現在は大丈夫ですが、将来の財産管理や生活が不安なので、あらかじめ後見人や支援して欲しいことを契約で決めておきます。 
		開始の手続き		家庭裁判所 (※1)	
手続き場所					
本人の同意		不要		必要	【準備】 本人と任意後見受任者が公正証書を作成 【判断能力が低下したら】 家庭裁判所に任意後見監督人選任の申立て
申立人		本人・配偶者・4親等内の親族等			
後見人等の権限	代理権	不要	必要		公正証書記載の範囲で可
	(例) 本人に代わって貯金の取引やその他の契約をする権限	◎ すべて可	△ 本人が希望した範囲可		
	同意権	—	不要	必要	× 付けられません
(例) 本人に代わって貯金の取引やその他の契約をする権限	—	○ 特定事項可 (※2)	△ 特定事項で本人が希望した範囲可		
取消権	(例) 同意がない契約を取り消す権限	◎ すべて可 (日常生活に関するものは除く)	△ 付与された同意権の範囲可		× 付けられません
後見人等		成年後見人	保佐人	補助人	任意後見人

※1 手続きする家庭裁判所は、本人が実際に住んでいる場所を管轄する家庭裁判所です。

※2 「特定事項」とは、「民法13条1項」の行為をいい、保佐人の同意権で必ず付与される権利です。